

神代高校（定）マナー9箇条【生活目標】

- 1 あいさつをしよう。
（あいさつは、先に自分から）
- 2 誰にでも、おもいやりのある言動をとろう。
- 3 美化に努めよう。
（ゴミは落とさない、持ち込まない、分別する。）
- 4 TPOに応じた身だしなみをしよう。
（屋内での帽子、校内でのサングラス、ヘッドホン等はとる。）
- 5 学校近隣でのマナーにも気をつけよう。

【授業中のマナー】

- 6 時間を守ろう。
（チャイムと同時に席に着こう）
- 7 私語を慎み、授業に集中しよう。
- 8 携帯電話はスイッチを切るかマナーモードにしてしまっておこう。
（音の出るものは同様）
- 9 飲食は禁止です（ガムも含む）また、飲み物や食べ物を机の上に出さないようにしよう。

特別指導について

特別指導とは原則として学校管理下の問題行動について指導することである。「管理下」とは、教育活動展開中の校内及びその周辺・登下校時・校外での特別活動が含まれる。

- ① バイク・自動車通学（同乗も含む）は指導の対象となる。
- ② 喫煙は厳禁とする。満20歳以上の生徒であっても、校内・登下校時・学校周辺・遠足および修学旅行など、学校教育が行われている時の喫煙は禁止する。また、本校の喫煙に対する指導は、タバコ所持（没収の上指導）、喫煙同席も同様に指導するものとする。
- ③ 飲酒は厳禁とする。満20歳以上の生徒であっても、校内・登下校時・学校周辺・遠足および修学旅行など、学校教育が行われている時の飲酒は禁止する。また、酒気を帯びての登校も禁止する。
- ④ 窃盗・暴力行為・器物破損・いじめなどの問題行動は厳しく指導するものとする。なお、器物破損などによる修理費用は、原則として全額負担とする。
- ⑤ 薬物乱用（所持も含む）やそれ以外の著しく危険な行為は、直ちに警察との連携により対処する。
- ⑥ 給食の無銭飲食は指導の対象となる。
- ⑦ カンニングは特別指導の対象となる。

※ その他の厳守事項

(ア)学校授業中（給食・休憩時も含め）外出を禁止する。

(イ)授業の中抜けは厳禁とする。

(ウ)進入禁止区域へは立ち入ってはならない。

校内：南棟とグラウンドの間の通路・屋上・プール・北棟など

校外：学校周辺の指定地域

(エ)校舎内では、指定された上履きを使用しなければならない。（スリッパ等の使用は禁止）

(オ)校内での盗電は厳禁とする。

(カ)エレベータの使用は禁止とする。

(キ)職員トイレの使用は禁止とする。